

～ 一関労働基準監督署からのお知らせ ～

1, 令和7年度一関労働基準監督署の重点課題、重点施策について

当署では、管内の現状と課題に鑑み、令和7年度においては

- ① 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- ② 中小企業及び令和7年度適用開始業務等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策
- ③ 管内の労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止

を重点課題として施策を展開することとしています。

平成31年4月に施行された「働き方改革関連法」につきましては、施行後6年を経過し、経過措置が取られていた建設業、自動車運転者、医師などに対する時間外労働の上限規制も全面適用になってから1年が経過しました。

この間、当署では働き方改革関連法に基づく改正労働基準法、改正労働安全衛生法の周知啓発を最重点課題として取り組んできたところですが、改正法施行後の状況を見て参りますと、時間外労働の上限規制を超えた違法な長時間・過重な時間外労働、年次有給休暇の付与など、改正法に係る法違反が未だ散見される状況となっています。

このことから、当署では、長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止に向けて、臨検監督において違法な長時間・過重な労働が認められた場合には、その是正に向けて的確・丁寧な対応を行うとともに労働時間相談・支援班による訪問支援、岩手働き方改革推進支援センターと協力しての改正労基法等の周知、説明会などにおける周知・啓発等を通じて、関係法令の周知徹底を図る対策をより一層進めていくこととしております。

さらに、労働災害の発生状況については2及び3に記載したとおりとなりますが、災害発生件数については高止まりの状況が続いているところであり、令和7年は第14次労働災害防止計画期間の3年目ということもあり、臨検監督を的確に実施するとともに、あらゆる機会を通じて周知・啓発を行うことにより、労働災害減少に向けた取り組みを積極的に行うこととしております。

なお、厚生労働省では、働き方改革や賃金引き上げに積極的に取り組む企業の皆様に向けて、業務改善助成金や働き方改革推進支援助成金などの様々な助成金を準備しておりますので、これらを活用するなどにより、働き方改革、賃金引上げ、労働災害防止に向けた積極的な取り組みをお願い申し上げます。

2, 令和6年における労働災害の状況について(確定値)

休業4日以上の死傷災害 **151件** (前年と比較して**-27件**、**-15.2%**)
うち、死亡 **0件** (" **-1件**)

令和6年の死傷災害は151件で、**前年の178件から27件15.2%の減少**となりました。**前々年の151件と同数になっただけで災害発生件数は高止まりしている状況**です。また、死亡災害は発生しませんでした。

業種別では、**①製造業41件(前年同期-2件-4.7%)**、**②建設業32件(同+5件+18.5%)**、**③商業21件(同±0件±0.0%)**及び保健衛生業17件(同-4件-8.7%)、**④接客娯楽業4件(同-13件76.5%)**、**⑤運輸交通業14件(同-1件-6.7%)**等となっており、建設業を除いて減少しました

事故の型別では、**①「転倒」40件(構成比26.5%。前年比-15件-27.3%)**、**②「墜落・転落」32件(同21.2%。同+3件+10.3%)**、**③「飛来・落下」6件(同4.0%。同-12件-66.7%)**、**④「動作の反動・無理な動作」14件(同9.3%。同-3件-17.6%)**、**激突され」10件(同6.6%。同-5件-33.3%)**「はさまれ・巻き込まれ」14件(同9.3%。+2件+16.7%)等となっており、「転倒」、「墜落・転落」、「挟まれ・巻き込まれ」(同数で「動作の反動・無理な動作」)が相変わらず多数発生している状況になっています。



3, 令和7年3月末現在における労働災害の発生状況について

休業4日以上の死傷災害 **46件** (前年同期と比較して**+22件**、**+91.7%**)
うち、死亡 **1件** (" **+1件**)

令和7年3月末現在における死傷災害は46件で、**前年同期の24件と比較して22件91.7%と大幅に増加**しています。また、死亡災害も1件発生しています。

業種別では、**①製造業15件(前年同期比+9件+150%)**②**建設業6件(同±0件±0.0%)**、**③商業5件(同+4件+400.0%)**、**④運輸交通業5件(同+2件+66.7%)**等となっています。

事故の型別では①「転倒」17件(構成比37.0%。前年同期比+10件+142.9%)②「墜落・転落」13件(同28.3%。同+7件+116.7%)③「挟まれ・巻き込まれ」4件(同8.7%+4件)等となっています。

当署では、令和7年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標⇒139人以下 **○死亡災害⇒0人(発生させない)**

と定め、目標達成に向けて労働災害防止対策を推進しております。

上記目標を達成するため当署においては令和7年2月に「ZERO災の日」の導入をお願いしております。日常の安全管理活動の中で安全意識が薄れることがないように定期的に安全管理活動を行っていただき、だれもが安心して働ける職場環境を作り出すために、職場の安全意識を高める取り組みを進めていきますようお願いいたします。

労働災害はあってはならないものであり、各事業場の皆様におかれましては、労働災害を発生させないという決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますようお願い申し上げます。

ご安全に!!



労働災害防止対策の着実な実施をお願いします。

～ 特に、全体の3割を占める転倒災害防止対策の重点実施を! ～

4, 安全管理及び労働衛生管理にかかる好事例を募集します！

当署では、管内の安全管理活動と健康管理活動の水準を向上させることにより労働災害を減少させることを目的として、管内の企業において実践されている安全管理活動及び健康管理に係る好事例を募集しています。

応募のあった好事例については、これを管内企業に広く水平展開を図るとともに、優れた好事例については表彰を行うこととしております。

当署で選定した 50 名以上の労働者を使用する事業場の皆様には好事例の提供をお願いする文書を郵送することとしておりますが、これ以外にも「当社ではこのような安全管理活動や衛生管理活動を行っている。」という好事例を実践されている事業場様には是非ご提供いただければ幸いですので、応募のほどよろしくお願い申し上げます。

詳細は、岩手労働局ホームページ内の「一関監督署からのお知らせ」コーナーに、募集要項、応募用紙を掲載していますので、ご確認ください。

募集期間；令和 7 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日まで

また、令和 6 年度に実施した好事例の収集結果につきましては、好事例集として取りまとめを行い、「一関監督署からのお知らせ」コーナーに掲載しておりますので、ご一読いただき、安全管理及び労働衛生管理向上の一助にさせていただきますようお願い申し上げます。

5, 5月から9月は「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間です！

令和 7 年 5 月から 9 月末迄の間は、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間（4 月は準備期間）です。また、令和 7 年 6 月 1 日から改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が強化されます。熱中症を生ずるおそれのある作業として「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を対象として熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。



準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐ 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
☐ 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐ 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐ 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐ 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐ 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐ 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐ 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

これから夏季にかけては熱中症が増加する期間となりますので、各事業場の皆様も、4月の準備期間中に実施すべき事項を点検していただくとともに、キャンペーン期間中には熱中症対策の着実な実施についてお願い申し上げます。



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

チェック	項目	対策	要綱に定める事項
☐	暑さ指数の低減	設備対策の実施	日よけの設置、通風・冷房設備の設置、散水設備の設置など
☐	休憩場所の整備	休憩場所の設置	冷房設備の設置、涼しい設置場所の確保、横になることができる広さなど
☐	服装	作業に適した服装	透湿性・通気性の良い衣服、通気性のよい帽子、冷却機能を有する衣服など
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止	WBGT 基準値に応じた休憩等、WBGT 基準値を大幅に超える場合の作業中止
☐	暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意	暑熱環境下での作業時間を徐々に伸ばす、日常生活においても無理のない範囲で汗をかくようにする
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）	のどの渇きの自覚症状の有無にかかわらず定期的な水分・塩分補給、管理者による水分・塩分補給の状況の確認
☐	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減	作業開始前の体表面の冷却、冷水・アイススラリーの摂取による体内冷却
☐	健康診断結果に基づく対応	疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導	異変を感じた際には周囲の労働者や管理者に申し出る、単独作業の場合のウェアラブルデバイス導入の検討、体調の定期連絡
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない	本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う